

函館市地域型保育事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 1 4 日

函館市長 大 泉 潤

函館市条例第 2 2 号

函館市地域型保育事業の設備および運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

函館市地域型保育事業の設備および運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年函館市条例第 5 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 7 条第 1 項第 2 号中「栄養士」の後ろに「または管理栄養士」を加える。

第 3 0 条第 2 項第 3 号中「2 0 人」を「1 5 人」に改め、同項第 4 号中「3 0 人」を「2 5 人」に改める。

第 3 2 条第 2 項第 3 号中「2 0 人」を「1 5 人」に改め、同項第 4 号中「3 0 人」を「2 5 人」に改める。

第 4 5 条第 2 項第 3 号中「2 0 人」を「1 5 人」に改め、同項第 4 号中「3 0 人」を「2 5 人」に改める。

第 4 8 条第 2 項第 3 号中「2 0 人」を「1 5 人」に改め、同項第 4 号中「3 0 人」を「2 5 人」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 0 条第 2 項、第 3 2 条第 2 項、第 4 5 条第 2 項および第 4 8 条第 2 項の改正規定ならびに次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 保育士および保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の第 3 0 条第 2 項、第

32条第2項、第45条第2項および第48条第2項の規定は、適用しない。この場合において、改正前の第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項および第48条第2項の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日以後においても、なおその効力を有する。